

## ヌウ・サポーターズ・クラブ会則

(名称)

第1条 本会は、ヌウ・サポーターズ・クラブ（以下「クラブ」という。）と称する。

(趣旨)

第2条 この会則は、ヌウ・サポーターズ・クラブ事業実施要綱に定めるもののほか、クラブに関し、必要な事項を定めるものとする。

(会員)

第3条 会員は、所定の申込手続きを経て、会員となるものとし、会員期間は無期限、会費・年会費は無料とする。

- 2 会員は、居住地や年齢を問わない。
- 3 会員は個人会員または法人会員のいずれかに属するものとする。
- 4 18歳未満の場合は、保護者の同意を必要とする。

(会員の役割)

第4条 会員の役割は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事務局が発信する情報を確認すること。
- (2) 会員独自の方法でさいたま市、ヌウ及びクラブをPRすること。
- (3) 事務局が企画するイベントに可能な限り参加すること。
- (4) 会員証、会員限定グッズを身に付けるなどして、クラブのPRに努めること。

(会員証等)

第5条 事務局は会員に対し、会員証を発行するとともに、会員限定グッズを贈呈する。

- 2 会員証や会員限定グッズは、会員本人のみが利用できるものとし、会員証を他人に譲渡、貸与または担保提供等することはできない。
- 3 会員証及び会員限定グッズは、原則として再発行等しない。
- 4 再入会による会員限定グッズの贈呈は行わない。

(禁止行為)

第6条 会員は、活動にあたって、次に掲げる事項を行ってはならない。

- (1) 公序良俗に反すること。
- (2) 政治活動または宗教活動を目的とすること。
- (3) クラブの名誉を傷つけ、又は信用を失墜すること。
- (4) その他クラブが不適當と認めたもの。

(届け出事項の変更)

第7条 会員の個人情報等に変更があった場合は、当該会員は、事務局に速やかに届け出るものとする。

- 2 前項に該当する届け出がない為、またはその届け出内容が不十分である為、事務局からの通知またはその他の送付物が延着、または未着となった場合は、事務局当該送付物が通常到着すべきときに会員に到着したものとみなし、事務局はその責任を負わないものとする。

(退会)

第8条 会員が退会しようとする場合は、事務局に届け出るものとする。

(会員資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当した場合は、会員資格を喪失する。

- (1) 会員が死亡した場合
  - (2) この会則に違反した場合
  - (3) 故意又は重大な過失によりクラブに損害を与えた場合
  - (4) その他会員としてふさわしくない行為があった場合
- (その他)

第10条 この会則に定めるほかクラブに関し必要な事項は、事務局が別に定める。

(附則)

この会則は、平成24年10月10日から施行する。

(附則)

この会則は、令和5年12月26日から施行する。